

令和 7 年 第 1 回

茅ヶ崎市議会定例会議会議案資料

令和 7 年 3 月 1 9 日

目 次

議会議案第 1 号関係	-----	3
議会議案第 2 号関係	-----	6
議会議案第 3 号関係	-----	10
議会議案第 4 号関係	-----	14

茅ヶ崎市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

1 提案の理由

社会情勢の変化を踏まえ、旅費の種目のうち日当を支給しないこととするため提案する。

2 根拠法規

地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条第4項

3 条例の概要

- (1) 議長等が公務のため旅行した場合に支給する旅費の額の算定において、日当を算定しないこととした。（第6条、旧別表第1関係）
- (2) 所要の規定を整備することとした。（別表関係）
- (3) この条例は、令和7年4月1日から施行することとし、所要の経過措置を設けることとした。

茅ヶ崎市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(費用弁償)</p> <p>第2条 議長、副議長及び議員が公務のため旅行したときは、費用弁償として、<u>内国旅行の旅費については食卓料として1夜につき2,400円、外国旅行の旅費については別表により算定した額のほか、一般職の職員の例により算定した額の旅費を支給する。</u></p> <p>2 略</p> <p>別表____(第2条関係)</p> <p>外国旅行の旅費</p> <p>1 <u>航空賃、宿泊料及び食卓料</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">略</div> <p>2 支度料及び死亡手当</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">略</div>	<p>(費用弁償)</p> <p>第2条 議長、副議長及び議員が公務のため旅行したときは、費用弁償として<u>別表第1及び別表第2</u></p> <hr/> <p>____により算定した額のほか、一般職の職員の例により算定した額の旅費を支給する。</p> <p>2 略</p> <p><u>別表第1(第2条関係)</u></p> <p><u>内国旅行の旅費</u></p> <p><u>日当及び食卓料</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">略</div> <p><u>別表第2(第2条関係)</u></p> <p>外国旅行の旅費</p> <p>1 <u>航空賃、日当、宿泊料及び食卓料</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">略</div> <p>2 支度料及び死亡手当</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">略</div>

茅ヶ崎市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例参照条文

○地方自治法

第二百三条 普通地方公共団体は、その議会の議員に対し、議員報酬を支給しなければならない。

② 普通地方公共団体の議会の議員は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。

③ 普通地方公共団体は、条例で、その議会の議員に対し、期末手当を支給することができる。

④ 議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

茅ヶ崎市議会政務活動費交付条例の一部を改正する条例について

1 提案の理由

物価の動向及び他市の政務活動費交付額の水準に鑑み、政務活動費の交付額を改定するため提案する。

2 根拠法規

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 100 条第 14 項

3 条例の概要

- (1) 政務活動費の交付額について、月額 50,000 円に各月の 1 日における会派の所属議員数を乗じて得た額を半期ごとに交付することとした。（第 3 条関係）
- (2) この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行することとした。

茅ヶ崎市議会政務活動費交付条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(交付額及び交付の方法)</p> <p>第3条 政務活動費は、月額<u>50,000</u>円に各月の1日（一般選挙が行われた日の属する月の翌月にあつては、10日。以下「基準日」という。）における当該会派の所属議員数を乗じて得た額を半期（4月から9月まで及び10月から翌年の3月までをいう。以下同じ。）ごとに交付する。</p> <p>2                      〉 略                      5</p>	<p>(交付額及び交付の方法)</p> <p>第3条 政務活動費は、月額<u>40,000</u>円に各月の1日（一般選挙が行われた日の属する月の翌月にあつては、10日。以下「基準日」という。）における当該会派の所属議員数を乗じて得た額を半期（4月から9月まで及び10月から翌年の3月までをいう。以下同じ。）ごとに交付する。</p> <p>2                      〉 略                      5</p>

## 茅ヶ崎市議会政務活動費交付条例の一部を改正する条例参照条文

### ○地方自治法

第百条 普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務（自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により議会の調査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。次項において同じ。）に関する調査を行うことができる。この場合において、当該調査を行うため特に必要があると認めるときは、選挙人その他の関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができる。

- ② 民事訴訟に関する法令の規定中証人の訊問に関する規定は、この法律に特別の定めがあるものを除くほか、前項後段の規定により議会在当該普通地方公共団体の事務に関する調査のため選挙人その他の関係人の証言を請求する場合に、これを準用する。ただし、過料、罰金、拘留又は勾引に関する規定は、この限りでない。
- ③ 第一項後段の規定により出頭又は記録の提出の請求を受けた選挙人その他の関係人が、正当の理由がないのに、議会に出頭せず若しくは記録を提出しないとき又は証言を拒んだときは、六箇月以下の禁錮又は十万円以下の罰金に処する。
- ④ 議会は、選挙人その他の関係人が公務員たる地位において知り得た事実については、その者から職務上の秘密に属するものである旨の申立を受けたときは、当該官公署の承認がなければ、当該事実に関する証言又は記録の提出を請求することができない。この場合において当該官公署が承認を拒むときは、その理由を説明しなければならない。
- ⑤ 議会在前項の規定による説明を理由がないと認めるときは、当該官公署に対し、当該証言又は記録の提出が公の利益を害する旨の声明を要求することができる。
- ⑥ 当該官公署が前項の規定による要求を受けた日から二十日以内に声明をしないときは、選挙人その他の関係人は、証言又は記録の提出をしなければならない。
- ⑦ 第二項において準用する民事訴訟に関する法令の規定により宣誓した選挙人その他の関係人が虚偽の陳述をしたときは、これを三箇月以上五年以下の禁錮に処する。
- ⑧ 前項の罪を犯した者が議会において調査が終了した旨の議決がある前に自白したときは、その刑を減輕し又は免除することができる。
- ⑨ 議会は、選挙人その他の関係人が、第三項又は第七項の罪を犯したものと認めるときは、告発しなければならない。但し、虚偽の陳述をした選挙人その他の関係人が、議会の調査が終了した旨の議決がある前に自白したときは、告発しないことができる。
- ⑩ 議会在第一項の規定による調査を行うため当該普通地方公共団体の区域内の団体等に対し照会をし又は記録の送付を求めたときは、当該団体等は、その求めに応じなければならない。
- ⑪ 議会は、第一項の規定による調査を行う場合においては、予め、予算の定額の範囲内において、当該調査のため要する経費の額を定めて置かなければならない。その額を超えて経費の支出を必要とするときは、更に議決を経なければならない。
- ⑫ 議会は、会議規則の定めるところにより、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができる。
- ⑬ 議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のためその他議会において必要があると認めるときは、会議規則の定めるところにより、議員を派遣することができる。
- ⑭ 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることのできる経費の範囲は、条例で定めなければならない。
- ⑮ 前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の状況を書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）をもつて議長に報告するものとする。



- ⑯ 議長は、第十四項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。
- ⑰ 政府は、都道府県の議会に官報及び政府の刊行物を、市町村の議会に官報及び市町村に特に関係があると認める政府の刊行物を送付しなければならない。
- ⑱ 都道府県は、当該都道府県の区域内の市町村の議会及び他の都道府県の議会に、公報及び適当と認める刊行物を送付しなければならない。
- ⑲ 議会は、議員の調査研究に資するため、図書室を附置し前二項の規定により送付を受けた官報、公報及び刊行物を保管して置かなければならない。
- ⑳ 前項の図書室は、一般にこれを利用させることができる。

茅ヶ崎市議会委員会条例の一部を改正する条例について

1 提案の理由

標準市議会委員会条例の一部改正に伴い、オンラインによる方法により委員会を開催することを可能とするため所要の規定を整備するため提案する。

2 根拠法規

地方自治法（昭和22年法律第67号）第14条第1項

3 条例の概要

- (1) 委員会の開催方法の特例について、大規模な災害や感染症のまん延その他委員個人の責めに帰すことができない事由及び育児、介護その他やむを得ない事由により委員会を開催しようとする場所に参集することができない場合に、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）によって、委員会を開会することができることとした。（第14条の2関係）
- (2) オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長の許可を得ることとした。（第14条の2関係）
- (3) オンラインによる方法で委員会に出席した委員は当該委員会に出席していることとみなすこととした。（第14条の2関係）
- (4) オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定めることとした。（第14条の2関係）
- (5) 除斥された委員長及び委員が、委員会の同意に基づき会議へ出席し発言する場合、オンラインによる方法で行うことができることとした。（第17条関係）
- (6) 審査又は調査を目的として、委員会から議長を通じて会議に出席を求められた市長、教育委員会の教育長、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委員又は囑託を受けたものがオンラインによる方法で出席するときは、議長を経て、委員会のその旨を申し出ることとした。（第20条関係）
- (7) この条例は、令和7年4月1日から施行することとした。

茅ヶ崎市議会委員会条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(招集)</p> <p>第14条 略</p> <p><u>(委員会の開会方法の特例)</u></p> <p>第14条の2 <u>委員長は、委員について、次に掲げる場合に該当すると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法(以下「オンラインによる方法」という。)によって、委員会を開会することができる。ただし、第18条第1項の秘密会は、この限りでない。</u></p> <p><u>(1) 大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の委員個人の責めに帰することができない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合</u></p> <p><u>(2) 育児、介護その他のやむを得ない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合</u></p> <p>2 <u>前項の規定により委員会が開会される場合において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。</u></p> <p>3 <u>第一項の規定により開会された委員会に、オンラインによる方法で出席する委員は、この条例の規定の適用については、当該委員会に出席しているものとみなす。</u></p> <p>4 <u>オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。</u></p> <p>(委員長及び委員の除斥)</p> <p>第17条 委員長、副委員長及び委員は、自己</p>	<p>(招集)</p> <p>第14条 略</p> <p>(委員長及び委員の除斥)</p> <p>第17条 委員長、副委員長及び委員は、自己</p>

若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があったときは、会議に出席し発言することができる。

2 前項の委員長又は委員が、第14条の2第2項の規定による届出をして、委員会に出席しているときは、当該委員長又は委員は、前項ただし書の規定による発言をオンラインによる方法で行うことができる。

(出席説明の要求)

第20条 委員会は、審査又は調査を目的として市長、教育委員会の教育長、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し説明のため会議に出席を求めようとするときは、議長を経由してしなければならない。

2 前項の規定により出席を求められた者は、オンラインによる方法で出席するときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。

若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があったときは、会議に出席し発言することができる。

(出席説明の要求)

第20条 委員会は、審査又は調査を目的として市長、教育委員会の教育長、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し説明のため会議に出席を求めようとするときは、議長を経由してしなければならない。

茅ヶ崎市議会委員会条例の一部を改正する条例参照条文

○地方自治法

第百九条 普通地方公共団体の議会は、条例で、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を置くことができる。

- ② 常任委員会は、その部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、議案、請願等を審査する。
- ③ 議会運営委員会は、次に掲げる事項に関する調査を行い、議案、請願等を審査する。
  - 一 議会の運営に関する事項
  - 二 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
  - 三 議長の諮問に関する事項
- ④ 特別委員会は、議会の議決により付議された事件を審査する。
- ⑤ 第百十五条の二の規定は、委員会について準用する。
- ⑥ 委員会は、議会の議決すべき事件のうちその部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関するものにつき、議会に議案を提出することができる。ただし、予算については、この限りでない。
- ⑦ 前項の規定による議案の提出は、文書をもつてしなければならない。
- ⑧ 委員会は、議会の議決により付議された特定の事件については、閉会中も、なお、これを審査することができる。
- ⑨ 前各項に定めるもののほか、委員の選任その他委員会に関し必要な事項は、条例で定める。

茅ヶ崎市議会会議規則の一部を改正する規則について

1 提案の理由

標準市議会会議規則の一部改正に伴い、オンラインによる方法により委員会を開催することを可能とするため所要の規定を整備するため提案する。

2 根拠法規

地方自治法（昭和22年法律第67号）第14条第1項

3 規則の概要

- (1) 委員会の会議に出席している委員（以下「出席委員」という。）には、茅ヶ崎市議会委員会条例の規定により、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会に出席した委員を含むこととした。（第96条の2関係）
- (2) 茅ヶ崎市議会委員会条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、委員でない議員は、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することができることとした。（第119条関係）
- (3) 委員でない議員が、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することを希望するときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならないこととした。（第119条関係）
- (4) 茅ヶ崎市議会委員会条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれている場合において、委員長が、委員として発言するときは、委員長の職務を行うことができないこととし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長の職務を行うことができないこととした。（第120条関係）
- (5) 第129条の規定に基づく宣告の際会議室にいない委員は、評決に加わることができないが、オンラインによる方法で出席している委員はこの限りではないこととした。（第130条関係）
- (6) 公述人は、オンラインによる方法により公聴会で意見を述べることができることとした。（第139条関係）
- (7) 参考人は、オンラインによる方法により委員会で意見を述べることができることとした。（第140条関係）
- (8) 紹介議員が委員会に出席する際、茅ヶ崎市議会委員会条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、紹介議員は、オンラインによる方法で委員会に出席することができることとした。（第145条関係）

- (9) 紹介議員がオンラインによる方法で説明することを希望するときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならないこととした。(第145条関係)
- (10) 協議等の場について、災害等の発生、感染症のまん延その他の構成員個人の責めに帰することができない事由等でその開会場所に参集することが困難と招集権者が認めるとき又は招集権者が特に必要と認めるときは、オンラインによる方法で協議等の場を開くことができることとした。(第168条の2関係)
- (11) 協議等の場をオンラインによる方法で開く際、開会方法その他必要な事項は、茅ヶ崎市議会委員会条例の例によることとした。(第168条の2関係)
- (12) この規則は、令和7年4月1日から施行することとした。

茅ヶ崎市議会会議規則の一部を改正する規則新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(定足数に関する措置)</p> <p>第96条 略</p> <p><u>(出席委員に関する措置)</u></p> <p>第96条の2 <u>この章における委員会の会議に出席している委員（以下「出席委員」という。）には、茅ヶ崎市議会委員会条例の規定により、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会に出席した委員を含む。</u></p> <p>(委員外議員の発言)</p> <p>第119条 委員会は、審査中又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員の会議への出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。</p> <p>2 委員でない議員から委員会の会議における発言の申出があったときは、委員長は、討論を省略し、委員会の会議に諮ってその可否を決定する。</p> <p>3 <u>前2項の場合において、茅ヶ崎市議会委員会条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、委員でない議員は、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することができる。</u></p> <p>4 <u>前項の委員でない議員が、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することを希望するときは</u></p>	<p>(定足数に関する措置)</p> <p>第96条 略</p> <p>(委員外議員の発言)</p> <p>第119条 委員会は、審査中又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員の会議への出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。</p> <p>2 委員でない議員から委員会の会議における発言の申出があったときは、委員長は、討論を省略し、委員会の会議に諮ってその可否を決定する。</p>



、あらかじめ委員長の許可を得なければ  
ならない。

(委員長の発言)

第120条 委員長が、委員として発言しようとするときは、委員長席から委員席に移動し、発言が終わった後に、委員長席に復さなければならない。ただし、討論を行ったときは、当該討論に係る議題の表決が終わるまでは、委員長席に復することができない。

2 茅ヶ崎市議会委員会条例の規定により、  
委員会がオンラインによる方法で開か  
れている場合において、委員長が、委員  
として発言するときは、委員長の職務を  
行うことができない。ただし、討論をし  
たときは、その議題の表決が終わるまで  
は、委員長の職務を行うことができない

—

(不在委員)

第130条 前条の規定による宣告の際会議室にいない委員は、表決に加わることができない。ただし、茅ヶ崎市議会委員会条例の規定により、オンラインによる方法で出席している委員は、この限りでない。

(公聴会開催の手続き)

第139条 委員会は、法第109条第5項において準用する法第115条の2第1項の規定により公聴会を開こうとするときは、議長の承認を受けなければならない。

2 議長は、前項の承認をしたときは、公聴会を開く日時及び場所並びに公聴会に

(委員長の発言)

第120条 委員長が、委員として発言しようとするときは、委員長席から委員席に移動し、発言が終わった後に、委員長席に復さなければならない。ただし、討論を行ったときは、当該討論に係る議題の表決が終わるまでは、委員長席に復することができない。

(不在委員)

第130条 前条の規定による宣告の際会議室にいない委員は、表決に加わることができない。

において意見を聞こうとする案件その他必要な事項を公示する。

3 公述人は、オンラインによる方法により公聴会で意見を述べることができる。

(参考人)

第141条 委員会は、法第109条第5項において準用する法第115条の2第2項の規定により参考人の出席を求めようとするときは、議長を経由してしなければならない。

2 前項の場合において、議長は、出席を求める日時及び場所並びに意見を聞こうとする案件その他必要な事項を参考人に通知しなければならない。

3 参考人は、オンラインによる方法により委員会で意見を述べることができる。

4 第84条から第86条までの規定は、委員会が参考人の出席を求める場合について準用する。

(紹介議員の委員会出席)

第145条 前条の規定により請願の付託を受けた場合において、委員会は、審査のため必要があると認めたときは、委員会の会議に請願を紹介した議員の出席を求め、その説明を聴くことができる。

2 請願を紹介した議員は、前項の規定による要求があったときは、これに応じなければならない。

3 前項の場合において、茅ヶ崎市議会委員会条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、紹介議員は、オンラインによる方法で委員会に出席することができる。

(参考人)

第141条 委員会は、法第109条第5項において準用する法第115条の2第2項の規定により参考人の出席を求めようとするときは、議長を経由してしなければならない。

2 前項の場合において、議長は、出席を求める日時及び場所並びに意見を聞こうとする案件その他必要な事項を参考人に通知しなければならない。

3 第84条から第86条までの規定は、委員会が参考人の出席を求める場合について準用する。

(紹介議員の委員会出席)

第145条 前条の規定により請願の付託を受けた場合において、委員会は、審査のため必要があると認めたときは、委員会の会議に請願を紹介した議員の出席を求め、その説明を聴くことができる。

2 請願を紹介した議員は、前項の規定による要求があったときは、これに応じなければならない。

4 前項の紹介議員が、オンラインによる方法で説明することを希望するときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

第168条 法第100条第12項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（次項において「協議等の場」という。）を次の表のとおり設ける。

名称	目的	構成員	招集権者
全員協議会	市政に関する重要事項等について協議すること及び市政に関する執行機関からの報告を受けること。	全議員	議長
広報広聴委員会	議会の広報及び広聴に関する事項について、協議、調整等を行うこと。	広報広聴委員会委員	広報広聴委員会委員長
ICT活用推進協	議会におけるICT	ICT活用推進協	ICT活用推進協

第168条 法第100条第12項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（次項において「協議等の場」という。）を次の表のとおり設ける。

名称	目的	構成員	招集権者
全員協議会	市政に関する重要事項等について協議すること及び市政に関する執行機関からの報告を受けること。	全議員	議長
広報広聴委員会	議会の広報及び広聴に関する事項について、協議、調整等を行うこと。	広報広聴委員会委員	広報広聴委員会委員長
ICT活用推進協	議会におけるICT	ICT活用推進協	ICT活用推進協

議会	Tの活用 及び推進 に関する 事項につ いて、協 議、調整 等を行う こと。	議会委員	議会座長
----	---	------	------

2 略

(協議等の場の開催方法の特例)

第168条の2 前条の協議等の場につい  
ては、災害等の発生、感染症のまん延そ  
の他の構成員個人の責めに帰することが  
できない事由等でその開会場所に参集す  
ることが困難と招集権者が認めるとき又  
は招集権者が特に必要と認めるときは、  
オンラインによる方法で協議等の場を開  
くことができる。

2 前項の場合において、開会方法その他  
必要な事項は、委員会条例の例による。

議会	Tの活用 及び推進 に関する 事項につ いて、協 議、調整 等を行う こと。	議会委員	議会座長
----	---	------	------

2 略

茅ヶ崎市議会会議規則の一部を改正する規則参照条文

○地方自治法

第二百十条 普通地方公共団体の議会は、会議規則を設けなければならない。